争議部戰闘旗は勇敢なる戰闘を續けつゝある。

三

本年度の争議の特色は左表に現れたる事多く、十件中、先づ争議紛議を工場区別すれば、明らかに労働者側組合側の防衛的争議なるが、之れは[illegible]合同組合となりし全日本の労働組合についても同一の事実を見ることが出来る。

圖表(一)

問題發生理由	件
待遇改善程度	9
組合壓迫抗爭	4
賃銀値下抗爭	1
賃銀値上抗爭	1
工場閉鎖抗爭	1
賃銀不拂反對	1
計	17

しかし乍ら争議、紛議件数の比較的少なきこと、結果は比較的良好[illegible]、一[illegible]組合の[illegible]的[illegible]、積極的に闘争よりも主義と争議戦術とに重きを置き常に防衛的なる争議に重きにあるといふべきである。

争議部として此の図表と別に明瞭な形態に全くならざる数十の紛議を取扱ってあるが、しかし資本の攻勢は猛烈を極めたるのである。特に組合の破壊を目的に抗争をいどむに至った四件の例に徴して最近の資本の意識的反動性がうかゞわれる。

四

争議紛議の全日数は、十七件に対し三百二日を算し一件約十八日であるが、之を参加総人員の八百九人、対十七件の一件四十七人の割合と照應するに、かゝる小さき模なる争議形態をなしても、尚十八日の闘争日数を要するとすれば労働組合の争議に対する争議資金の必要なことは愈々切なるものがある。又一組合として毎月一件乃至二件の争議を取扱ひ、其他これに至らざる紛議を多数扱ひ之を労働者に有利に結果せんとすれば、当然組合の組織的戦闘力の強大なるを必要とすることを日を追ふて益々痛感さるゝ所である。我が組合が、かくも数多の争議と運動とを決行しつゝ、然も弾壓の激甚なる今日、よく陣營のゆるみなき闘争と発展をなし得るは、けだし産業的大組合主義に根據を有することを明白にする事実である。

五

争議部は、次の如き基礎條件を備ふることに依ってのみ今日及今後の労資戦に勇躍なし得ることを確信する。

(一)争議又は紛議発生前の一切準備完了のために必要なる有能なる争議部員の特別的任務の遂行。

(二)産業的、地域的なる應援並に共同闘争の綿密なる組織と宣伝の特殊運動の転廻(争議の社会化)。

(三)組合本部並に支部争議部の有力なる戦闘資金の積立。

六

本組合争議部は、以上本組合の戦闘に関する努力のみならず、組合同盟に於ける他組合の應援については、殊に全力を挙げて来た。然し未だ合同争議部の全機能が眞に「意識的な有能なストライキマンの結成」の充分ならざるは甚遺憾とする處である、争議部